

議第57号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項までの規定中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第11項中「第42項」を「第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成28年6月14日提出

三島市長 豊岡 武士